

国民年金

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の『老齢年金』など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上『雑所得』として所得税の課税対象になります。

このうち『老齢年金』の額が108万円以上(65歳以上の人は158万円以上)の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成31年1月から令和元年12月中旬に『老齢年金』を受け取っている人全員に、令和2年1月下旬までに源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり、確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所または『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)までお申し出ください。

なお、『障害年金』や『遺族年金』を受け取っている人は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

●問い合わせ／町民課保険医療係、釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

離乳食づくりの体験をしませんか

問い合わせ
健康推進係
53-3333

離乳食の基本をテーマに、離乳食を無理なくスムーズに進めていくために、おかゆの炊き方やだしのとり方などについて、調理実習を行います。

当日は、子育てルームも開設していますので、赤ちゃんを連れての参加もできます。

日時／2月27日(木)13時30分から15時

●対象／3カ月から6カ月の赤ちゃんを養育している人

●場所／保健福祉総合センター

福祉

税の障害者控除を受けていますか

問い合わせ
子育て・障がい福祉係
53-3333

所得税の確定申告で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人でも、税の障害者控除、特別障害者控除を受けることができる場合があります。



●持ち物／エプロン・三角巾

●締め切り／2月13日(木)

●申し込み／健康推進係

制度

奨学金貸与制度をご利用ください

問い合わせ
教育委員会係
総務
53-3333

高等学校以上への進学を希望しながらも、経済的理由により進学が困難な人に対して、教育を受ける機会を確保することを目的に、奨学金貸与制度を設けています。

●奨学生／①本人または保護者が厚岸町民であること、②高等学校以上に進学しようとする人または在学中



視覚障がいのある人へ声の広報を発行しています

問い合わせ
子育て・障がい福祉係
53-3333

広報あつけし、議会だよりの内容を吹き込んだテープとCDを作成し発行しています。
利用する人はご相談ください。

●対象者／各種障害者手帳がなくとも、心身に障がいのある65歳以上の人で『障害者等に準じる』と町長が認定し、『障害者控除対象者認定書』の交付を受けた人(認定を受けるためには申請が必要です)

就学援助制度をご利用ください

問い合わせ
各小中学校
学校教育係

生活保護を受けていない人で、経済的に困っている人に対し、一定の要件に該当する場合に、お子さんの勉強に必要な学用品費・修学旅行費などを援助しています。

また、要件に該当する人で、小学校または中学校へ入学するお子さんがいる場合は、入学前に学用品費を支給することができます。

●申し込み／学校教育係



の人(専門学校を含む)、③健康で学業優秀な人
●奨学金／無利子▽高校1万2千円以内、▽看護系大学および看護学校7万円以内、▽その他の大学および短期大学、専門学校2万5千円以内(いずれも月額)
●返済方法／目的の学校を卒業後、10年以内で返済(看護師、准看護師については免除制度あり)
●貸与人数／原則5人以内
●申し込み／教育委員会総務係

